

(参考4)

事 務 連 絡

平成12年4月28日

各都道府県老人医療主管部（局） 殿

厚生省老人保健福祉局企画課

介護保険指導室

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の
施行に伴う通知の取扱いについて（老人医療事務指導監査関係）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による改正後の地方自治法（以下「新地方自治法」という。）の施行により、平成12年4月1日から市町村の実施する老人医療事務等は、機関委任事務から法定受託事務となったところであります。これに伴い、平成12年度以降、老人医療事務の指導監査関係については、新地方自治法第245条の4及び第245条の7に基づく事務となり、当該事務は新地方自治法第320条第1項において法定受託事務とされているところですが、現在、新地方自治法第245条の9に規定する処理基準を下記の案により整理中であり、関係省庁等と協議が整い次第、おって通知することとしておりますので、当面の間は既発の通知内容により取り扱われるようお願いいたします。

記

「老人保健法による老人医療事務の指導監査の実施について」（平成5年3月22日老企第71号通知）の別添「老人医療事務指導監査要綱」中の2、3の（1）、（2）及び（4）、4、5の（1）の部分²⁰⁷⁴を処理基準とし、同通知のそれ以外の部分及び既発の関係通知については、全て技術的助言及び勧告等として取り扱う予定。

(注) の部分を処理基準とする予定

○老人保健法による老人医療事務の指導監査の実施について

(平成5年3月22日老企第71号)

各都道府県知事あて厚生省老人保健福祉局長通知

改正 平成 7年3月31日老企第115号

老人医療事務の指導監査については、「老人保健法による老人医療事務の指導監査の実施について」(昭和58年1月26日衛老第13号通知)等により実施してきたところであるが、今般、別添のとおり市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対する老人医療事務指導監査要綱(以下「要綱」という。)を定めたので、左記の事項に留意の上、管下市町村に対する指導監査を実施し、老人医療行政の適正な運営の確保に努められたい。

なお、この要綱は平成5年4月1日から施行する。

また、次に掲げる通知は、平成5年3月31日限り廃止する。

老人保健法による老人医療事務の指導監査の実施について(昭和58年1月26日衛老第13号)

老人医療事務に係る特別指導監査の実施について(昭和61年3月13日健医老第26号)

おって、平成4年度の指導監査結果の厚生省への報告様式は、本通知にかかわらず、一般指導監査については「老人保健法による老人医療事務の指導監査の実施について」(昭和58年1月26日衛老第13号)、特別指導監査については、「老人医療事務に係る特別指導監査の実施について」(昭和61年3月13日健医老第26号)に定める様式によるものとする。

記

- 1 指導監査は、要綱に定める指導監査の要領を基礎として、管下市町村の実情に応じ、創意工夫をこらし、有効適切に実施するよう努めること。
- 2 指導監査は、老人医療行政の運営の適否を個別、具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるものであるとともに、これらの検討の過程を通じて関係職員の職務能力の向上を図る機能も併せ有するものであることに鑑み、その実施に当たっては、単に事務処理の不備等を指摘するにとどまらず、その要因を究明し、実情に即した具体的な是正改善の方策について指導するとともに、その結果を確認し、これを系統的に整理すること等により、事後の老人医療行政の進展に役立たせるよう配慮すること。
- 3 指導監査班の編成及び指導監査日数は、市町村における老人医療受給者の規模及び老人医療行政の実施水準等の実情に応じ適切に設定するよう配慮すること。
- 4 都道府県においては、指導監査に当たる職員の資質の向上に意を用い、不断に所要の研修を行うこと等により、効果的な指導監査の実施に努めること。

別 添

老人医療事務指導監査要綱

1 指導監査の目的

指導監査は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における老人医療事務の実施状況を、関係法令等に照らして実地に検討し、老人医療事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な指導を行うとともに、所要の是正改善の措置を講ずることを目的として実施するものであること。

2 指導監査の類型

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分け、次により実施するものである。

(1) 一般指導監査は、老人医療事務の全般にわたり、指導監査を実施するものとする。

(2) 特別指導監査は、市町村における老人医療実施上の問題点又は老人医療の動向に特異な傾向が認められる場合等において、当面する事態に即応して重点的に実施するものとする。

(3) 市町村に対する指導監査については、一般指導監査及び特別指導監査をあわせて原則として年一回全市町村に対し実施するものとし、特別指導監査については、そのうち一割程度の市町村について指導の効果が十分あがるよう積極的に実施するものとする。

なお、指導監査は市町村に出向き実地に行くことを原則とするが、前回の指導監査結果から実施体制、事務処理状況、老人医療費適正化対策事業の取り組み等について良好に実施されていると認められる市町村については、選定根拠を明確にした上で、書面審査による指導監査（集合監査等）を実施しても差し支えないこと。

ただし、この場合であっても、市町村数の二割までとするとともに、二年に一回は実地に指導監査を行うこと。

3 指導監査の実施計画

(1) 都道府県においては、毎年度当初にその年度の指導監査の実施計画を作成するものとする。

(2) 指導監査計画を作成するに当たっては、市町村における老人医療実施の実情、前回指導監査結果の問題点等を勘案して指導監査の重点事項を定めること等により、効果的な指導監査を実施できるように配慮するものとする。

(3) 指導監査班は、原則として職員二名以上をもって編成するものとし、うち一名は係長以上の職にあるものとする。

なお、指導監査対象市町村における老人医療受給者数等の規模又は問題事項の重要性等に応じ、臨機に、適切な指導監査班を編成するものとする。

- (4) 市町村に対する特別指導監査を実施する場合には、当該市町村に対し、当該年度の一般指導監査は行わなくても差し支えないこと。

4 指導監査事項

- (1) 一般指導監査の指導監査事項は、別紙指導監査事項の「第1一般指導監査事項」に準拠するものとする。

なお、一般指導監査事項については、都道府県の実情に応じ必要な事項を追加して設定することができるものとする。

- (2) 特別指導監査の指導監査事項は、別紙指導監査事項の「第2特別指導監査事項」により指導監査対象市町村における問題点等に応じて設定するものとする。

5 指導監査の事前準備

- (1) 指導監査の実施に当たっては、指導監査対象市町村に対し、その期日、指導監査に当たる職員の氏名、事前提出資料、その他必要な事項を事前に通知するものとする。

- (2) 指導監査に当たる職員は、前年度の指導監査結果、事前提出資料等により、指導監査対象市町村における老人医療の実施状況、問題点等をあらかじめ十分検討、把握し、指導監査の実効を期するものとする。

6 指導監査結果の措置

- (1) 講評及び口頭指示

指導監査の終了後は、理事者及び関係職員に対し講評及び必要な指示を行うものとする。

ただし、理事者又は幹部職員のみに対して講評及び指示を行うことを適当とする事項については、その者に対し、別途に講評及び指示を行うものとする。

- (2) 指導監査結果の復命

指導監査に当たる職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について上司に復命するものとする。

- (3) 指導監査結果の検討及び措置

指導監査の結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する市町村又は都道府県のとるべき措置を具体的に決定するものとする。

- (4) 是正改善の指示及び確認

前項の検討結果に基づき、市町村に対して是正改善を指示すべき事項がある場合には、速やかに文書をもってその内容及び具体的な是正改善方策を指示するとともに、指示事項に対する是正改善の状況については、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じ、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

- (5) 指導台帳の整備

市町村に対する指導監査の効果的な実施に資するため、各市町村毎に指導監査の結果及び是正改善状況等に関する記録の整備を図ることとし、指導台帳を作成、必要に応

じ更新すること。

特に、保健所、福祉事務所等本庁以外の機関を活用して指導監査を実施している場合には、当該機関による指導監査の結果等について定期的に報告を求める等実施状況の確な把握に努め、指導台帳に記載すること。

7 職員の研修

老人医療事務に携わる職員の研修については、老人保健制度及び事務全般はもとより、レセプト点検調査等老人医療費適正化の推進に資する実務研修を計画的かつ積極的に実施すること。

8 厚生省に対する報告

(1) 都道府県は、毎年度の指導監査の実施計画を、別紙様式1により、毎年四月末日までに厚生省へ報告するものとする。

(2) 都道府県は、毎年度の指導監査の実施結果を、一般指導監査については別紙様式2により、特別指導監査については別紙様式3により翌年度の六月末日までに厚生省へ報告するものとする。

以下略